

# 小牧市東部人・農地プラン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月(1回目)	更新年月(2回目)	更新年月(3回目)	更新年月(4回目)	更新年月(5回目)
小牧市	東部	平成25年3月	平成26年3月	平成27年2月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年●月

## 1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

属性	経営体(氏名)	経営者・代表者の年齢	構成員(従業員)	後継者の有無	現状 【平成29年度】		計画 【平成34年度】		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組	取組年度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)				青年就農給付金(開始型)	スーパーJ基金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他( )	
認農		才	名													
認農法		才	現在位置づけられている中心経営体:17経営体 (うち、認定農業者16経営体、認定新規就農者1経営体)													
認農		才	作目:果樹(もも、ぶどう)8経営体、稲作6経営体、施設野菜(いちご、トマト)2経営体、養鶏1経営体													
認農		才	名													
認農法		才	名													

### 【 記載上の注意 】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認したうえで、地域の中心となる経営体として位置づけます。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
- ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認:氏名」を記載します。
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)
- ※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

## 2. 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / ~~担い手はいるが十分ではない~~ / 担い手がいない

### 3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する		・農地集積が難しい地域ではあるが、新規就農者や担い手が増加した場合には農地利用集積を促進し、耕作放棄地解消に取組む。
担い手の分散錯圖を解消する		
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に自由に記載]		

### 4. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		・新規就農者や担い手が増加した場合には、農地集積の促進を促すため、県や農協と共に連携を図るが、機構活用の要望があれば検討していく。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
その他[右欄に自由に記載]	○	

### 5. 近い将来農地の出し手となる者と農地

〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。〕

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状 〔平成29年度〕		計画 〔平成34年度〕		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無	農地面積	貸付時期
		経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)				
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

### 6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)		
取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		果樹生産が盛んな市東部地域では、耕作面積を拡大すると、作業人員も増加させなければならないため、農地集積を進めることが難しい。そのため、桃サポーター制度を利用した新規就農の促進や担い手の確保に重点を置いた話し合いを進めると共に、新しい品種を導入するなどの高付加価値化の促進や果樹をはじめ様々な品目の六次産業化の促進も実施する。また、将来、新規就農者や担い手が増加した場合には、農地集積の促進を促すため、県や農協と共に連携を図りながら、地域農業の振興を目指す。
複合化		
6次産業化	○	
高付加価値化	○	
新規就農の促進	○	
その他[耕作放棄地解消]		

## 別紙:近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の出し手となる者 (氏名)	耕地地番	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号		貸付等の区分(m <sup>2</sup> )			貸付等の 予定年度	農地中間管理機構へ の貸付を予定
					貸付	作業委託	売渡		

【記載上の注意】

※ 「5. 近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。

※ 国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

**※ 農地利用図の添付は必須ではありません。**